

企業経営者の方々のための

先着20名様限定

使用者側弁護士による労務解説セミナー

第1回

最新裁判例に学ぶ！

# 問題社員 対応のポイント

2026年2月10日(火) 15:00~17:00



弁護士  
重田 朋弥  
(広島弁護士会所属)

会社の業務命令に従わない、職場でハラスメント行為を行うなどの問題社員への対応について悩まれたことはないでしょうか。問題社員は適切に対応しなければ、他の従業員の士気が下がったり、訴訟のリスクが増大したりと会社に大きな損害が生じかねません。

本セミナーでは、暴行行為を行った従業員への解雇が無効となってしまった裁判例を題材として、問題社員に対応する際に会社としてどのような点に気を付ける必要があるかを使用者側の弁護士目線で解説いたします。問題社員への対応に悩まれる企業の一助となればと考えておりますので、ぜひご参加ください。

第2回

知らないと危ない！

# 就業規則によるトラブル



共同代表弁護士  
加藤 健一郎  
(広島弁護士会所属)

2026年5月26日(火) 15:00~17:00

就業規則は、労働紛争になった場合、裁判所が判断の拠り所にする極めて重要な書類ですが、中小企業ではネット上の雑形をそのまま使用するといったことも散見され、その重要性が認識されていないことも少なくありません。労働紛争では、就業規則にどのような定めを設けてあるかによって勝敗が分かれることもあります。そこで、本セミナーでは、就業規則にどのような定めを設けておけば紛争を予防できるのか、どのような記載にリスクがあるのかを具体的にご説明いたします。人事労務に悩まれたことのある会社の方はぜひご参加いただければと思います。

【お問い合わせ先】弁護士法人 千瑞穂法律事務所

広島市中区立町2番23号 野村不動産広島ビル9階

082-962-0286

<https://www.kigyo-law.net/>

082-962-0289



弁護士法人  
千瑞穂法律事務所  
Sennomizuho Law Office

## 以下に当てはまる方はご参加ください

- ✓ 社内での問題社員への対応に困っている
- ✓ 問題社員をそのまま解雇していいか分からず
- ✓ 就業規則の雛形をそのまま使っている
- ✓ 労務トラブルについて相談できる先がない

参加  
特典あり!!

### 開催場所

広島銀行コミュニティルーム  
(広島市南区松原町9番1号  
エールエールA館7階 広島銀行東支店内)



### 参加費

1回1名2,000円（税込）  
(当日現金支払い) **※顧問先様は無料**

### 参加特典

- 無料法律相談（初回60分）
- 就業規則のワンポイントチェック

### セミナーに参加いただいた方々の声



(過去セミナー風景)

毎回豊富な事例を取りあげてもらい大変満足。

日頃からもやもやしていた部分がすっきりした。

座談会での質問に対する回答が分かりやすかった。

具体的な事例をたくさん交えた解説がとても分かりやすい。

FAXでお申し込みの方は下記欄にご記入いただき、082-962-0289まで送信ください。

### お申込み締切 2月3日（火）まで



Googleフォームからも  
申込受付中

貴社名		お名前	
メールアドレス ※必須			
電話番号			
参加希望 (✓を入れてください)	<input type="checkbox"/> 2月10日(火)問題社員対応 <input type="checkbox"/> 5月26日(火)就業規則		

※質問事項や当日お聞きになりたいことがございましたらご記入ください。

定期セミナー等のご案内およびメルマガ登録についてご希望されない場合は✓を入れてください。

※お預かりした個人情報は①セミナーのご案内②メルマガ配信の目的で利用させていただきます。